

青色申告の特典

青色申告には、白色申告では認められていない多くの特典があります。



貸借対照表を添付すれば
「**青色申告特別控除**」が
(35万円控除)
認められます!!



★特典の主なものには、次のようなものがあります。

① 青色申告特別控除	<p>青色申告をしている人は、最高10万円若しくは最高35万円が特別に控除されます。</p> <p>最高35万円の特別控除を受けるには、①不動産所得又は、事業所得を生ずべき事業を営む者で②正規の簿記の原則に従い取引を記帳し、③この記帳に基づき作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付すること、等が要件になります。</p> <p>(注)平成9年分までは、「簡易帳簿」をつけている方であっても、損益計算書に加えて一定の要件の下で作成した貸借対照表が添付されている場合、最高35万円の特別控除が認められます。</p>
② 青色事業専従者給与	<p>家族従業員に対して支払った給料も、働きに応じた金額であれば、必要経費にすることができます。ただし、必要経費にするためには、届出書の提出が必要となります。</p>
③ 欠損金の繰越控除繰戻し還付	<p>事業所得などに損失が出たとき、その損失額を翌年以降3年間にわたって、順次各年の所得から差し引くことができます。また、前年も青色申告をしている人は、その損失額を前年の所得から控除して、既に納付している前年分の所得税を還付してもらうこともできます。</p>

青色申告特別控除って何?

戦後の経済的困難の中で産声を上げ、今ではすっかり定着してきた青色申告。その青色申告制度が、今変わりつつあります。

平成5年分確定申告より、「青色申告特別控除額35万円」が認められるようになりました。

「トクベツ控除」といっても、何も特別に新しい現金出納帳を購入する必要はありません。

その基本は、なんといっても日々の正しい記帳です。

あなたも今記帳している帳簿を見直してみませんか?……特別控除を目指して!!

青色申告の手続き

必要な帳簿をつけるとともに「青色申告承認申請書」を、青色申告をしようとする年の3月15日まで(新たに事業を始めたときは、始めた日から2か月以内)に税務署へ提出してください。

★ 青色申告の手続きについて、おわかりにならないことがありましたら、銚子税務署、青色申告会、そうさ農業協同組合、光町商工会にお尋ね下さい。



お知らせ

《ご利用ください! 商工会の記帳機械化システム》

光町商工会ではコンピュータによる記帳をおこなっています。35万円の特別控除に必要な貸借対照表はもちろんのこと、経営に役立つデータをご提供いたします。詳しくは、光町商工会までお尋ね下さい。(TEL 84-1661)